

【韓国】 たばこ規制の動向

海外立法情報課 藤原 夏人

* 韓国の男性喫煙率は OECD 加盟国の中で 2 番目に高い。近年、たばこ規制が徐々に強化されてきており、大幅値上げも議論されている。公的機関による訴訟も進行中である。

1 韓国の喫煙率

韓国の国民健康栄養調査によると、韓国の成人喫煙率（19 歳以上、2013 年度）は、24.1%（男性 42.1%、女性 6.2%）である。また、OECD の喫煙率統計（15 歳以上、2012 年基準）における韓国の喫煙率は、21.6%（男性 37.6%、女性 5.8%）である。男性喫煙率は OECD 加盟国 34 か国中、ギリシャに次いで 2 番目に高い。

2 喫煙場所の規制

韓国のたばこ規制は、1995 年 1 月の国民健康増進法（以下「増進法」）の制定を契機として本格的に開始された。その一つが喫煙場所の規制である。増進法制定当初は、一部の公衆利用施設について喫煙区域と禁煙区域を区別することが義務付けられる程度であったが、その後の増進法及び下位法令の改正により対象施設が順次拡大した。2002 年 1 月の増進法改正では、全面禁煙区域への指定が可能となり、病院、学校等の一部の施設については、下位法令により全面禁煙区域への指定が義務付けられた。

また、2010 年 5 月の増進法改正により、地方公共団体が条例により禁煙区域を指定でき、違反者に対し 10 万ウォン（約 1 万円）以下の過料に処することができる条項が新設された。これにより、ソウルをはじめ多くの自治体が条例で禁煙区域を定めた。

さらに 2011 年 6 月の増進法改正により、対象となる全ての公衆利用施設が全面禁煙区域に指定された（ただし一定の要件を満たす喫煙室の設置は可能）。このため、食堂や PC バン（インターネットカフェ）も禁煙となり、前者は店舗面積により段階的に、後者は 2013 年 6 月から禁煙となった。2015 年 1 月からは食堂も全て禁煙となる。

3 たばこ価格の大幅値上げ

韓国の現在の一般的なたばこ価格は、紙巻きたばこ 1 箱（20 本）2,500 ウォン（約 250 円）である。2004 年に 500 ウォン（約 50 円）値上げされて以降、値上げされていなかったが、2014 年 9 月 11 日、政府はたばこ価格の大幅値上げを含む「禁煙総合対策」を公表し、2020 年時点の成人男性喫煙率を 29%に引き下げることが目標に掲げた。

同対策の中で政府は、韓国のたばこ価格は OECD 加盟国中、最低水準にあり、相当程度値上げする必要があるとして、①一般的なたばこの価格を 2,000 ウォン（約 200 円）引き上げる、②今後、たばこ価格を物価上昇率と連動させることを明らかにし、2014 年 9 月 22 日、値上げのための関連法（増進法、地方税法及び個別消費税法）の改

正法案を国会に提出した。これに対し野党は、値上げは庶民に対する増税であると批判しており、今後、国会審議の過程で値上げ幅等が調整される可能性がある。なお、政府は今回の値上げにより、約 2.8 兆ウォン（約 2,800 億円）の増収を見込んでいる。

4 パッケージの規制

1988 年のたばこ事業法制定により、喫煙が健康を害する旨の警告表示が義務付けられたのに続き、1995 年の増進法制定により、警告をパッケージの両面に記載することが義務付けられた。その後も法改正を通じてパッケージの規制が強化され、2007 年 12 月の増進法改正では、ベンゼン、カドミウム等 6 種類の発がん性物質の記載が、2011 年 6 月の増進法改正では、禁煙相談電話番号等の記載がそれぞれ義務付けられた。

さらに 2014 年 1 月のたばこ事業法改正により、誤解を招くおそれのある用語、商標等の使用を禁止する条項が新設された。具体的には今後下位法令で規定されるが、政府の立法予告案では、「ライト」、「マイルド」、「純」、「低タール」等が禁止される予定である。なお、政府は今後、病巣等の警告画像の表示も義務化する方針を示している。

5 国民健康保険公団によるたばこ訴訟

2014 年 4 月 14 日、健康保険の保険者である国民健康保険公団（以下「公団」）が、たばこ会社（KT&G、韓国フィリップモリス、BAT コリア及び BAT コリア製造）を相手に、喫煙による健康被害に対して支払った健康保険給付 537 億ウォン（約 54 億円）に対する損害賠償を求める訴訟をソウル中央地方法院（地方裁判所に相当）に提起した。韓国で公的機関がたばこ訴訟を提起するのは今回が初めてである。なお、今回の訴訟では、シェアが少ないとの理由から日本のたばこ会社は被告に含められなかった。

同年 9 月 12 日に第 1 回口頭弁論が開かれた。今後、①公団の訴訟提起の資格の有無（たばこ会社は、健康保険給付は損害賠償の対象とならないと主張）、②喫煙と健康被害の因果関係、③たばこ会社の製造物責任の有無等が争点になると報じられている。

肺がん等の健康被害を引き起こす原因は喫煙以外にも存在するため、喫煙と健康被害の因果関係を立証することは困難とされるが、公団は、公団がこれまでに蓄積した診療記録等の膨大な記録を活用すれば、勝訴の可能性があるとの見通しを示している。

参考文献(インターネット情報は 2014 年 10 月 21 日現在である。)

- ・「국민건강증진법」 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0204&PROM_DT=20140520&PROM_NO=12616>
- ・「담배사업법」 <http://likms.assembly.go.kr/law/jsp/law/Law.jsp?WORK_TYPE=LAW_BON&LAW_ID=A0523&PROM_DT=20140121&PROM_NO=12269>
- ・「의안정보시스템」 <<http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/main.jsp>>
- ・「국민건강영양조사 2013 년도 결과 발표」 <http://www.cdc.go.kr/CDC/intro/CdcKrIntro0201.jsp?menuIds=HOME001-MNU1154-MNU0005-MNU0011&fid=21&q_type=&q_value=&cid=28314&pageNum=>>
- ・「OECD Health Statistics 2014」 <<http://www.oecd.org/els/health-systems/health-data.htm>>から
- ・「법(凡)정부, 「금연 종합대책」 발표」 <http://download.mw.go.kr/front_new/modules/download.jsp?BOARD_ID=140&CONT_SEQ=304954&FILE_SEQ=154160>
- ・「담배소송 관련 건보공단 소송대리인단 Q&A」 『데일리메디』 2014.4.14. <<http://www.dailymedi.com/news/view.html?section=1&no=779345>>